

# 半壊した自宅の「応急修理」 ワンポイントアドバイス

クマ川の氾濫こわかったな。危機一髪だった。うちは「半壊」で済んでよかった。



なに言ってるの！ひどい損害よ。見て！これじゃあとても住めないわよ。



じゃあ、ひとまず修理するか。カイ町のカセジマ工務店で直してもらおう。あそこはウデがいい。



役所を通じてお願いするといいわ。「**応急修理制度**」で595,000円分は出るらしいの。



おお、それはいい。さっそく申し込もう。



待って！それって「**災害救助法**」に基づく**応急修理**だよな。よく考えて！



なにそれ？何か問題あるの？

ふつう知らないけど、**応急修理**の「**併給禁止**」に気をつけないと。

へーきゅーきんし？何それ？  
京急線では錦糸町には行けないぞ。

……おもしろくないよ。

じゃなくて、**応急修理**をすると、**仮設住宅**に入れなくなる。つまり、「**応急修理**」と「**仮設住宅**」の両方を併せて給付するというのはNGなんだ。

それって法律で禁止されてるの？

いや、法律上はどちらもOKだよ。でも運用で禁止してる。**応急修理**をすれば自宅に住めるんだから、**仮設住宅**に入ると二重取りになるという理屈なんだ。

なんとなくもっともらしい理屈だけど、それっておかしいぞ。へりくつだ。

そう。おかしい。

慌てて中途半端に**応急修理**しちゃったら、**仮設住宅**に入れなくなって、わたしたち在宅被災者になっちゃうわよ。

だから被災地では毎度おかしいと声があがるし、被災地支援をする弁護士たちもず〜っとワワァ言ってる。

でもね、うちを修理するとしても、これだけひどい状態だと、直すのに数か月はかかるわよ。

そうだよ。仮設住宅には入れなかったら、修理中はオレたちどこに住んだらいいんだ？何か月も野宿すんのか。ヤブ蚊はごめんだ。

そうよね。修理をしたくても、仮住まいがなかったら現実的には何もできなわよ。

実は、耳寄り情報があるんだ。今日7月16日、国が新しい方針を示したんだよ。

なんだそれ。その「**併給禁止**」とやらが撤廃になったのか？

いや、そこまでいけばバッチリなんだけど。まあマイナーチェンジってところ。

どういこと？

あのね、  
①半壊以上の住宅で、  
②修理期間が1か月以上かかるときは、  
③**応急修理**の期間中は**仮設住宅**には入れる、  
④ただし**最長6ヶ月**、  
と条件が緩和されんだよ。

つまり、修理期間に限って、**仮設住宅** OK ということになったんだな。

そう。これまではまったくダメだったけど、今日から少し制限が緩和されたということさ。

でも、逆に言えば、  
①準半壊以下はNG、  
②修理が2~3週間で終わるときは結局ホームレス、  
③半年経ったら、たとえ工事中でも追い出されちゃう、ってことでしょ。

そうだね。さすが母さん。それが、いわゆる反対解釈の論理的帰結。

おー！さすが法学部の出身だ。お前、こういうときは役に立つ。

えへん。とはいえ災害救助の「**併給禁止**」の壁は厚い。でも、今回、少し風穴が開いたのは大きいと思う。

じゃあ、うちもしっかり修理しましょうね。あせらず数か月かけてしっかり直して生活再建したいわね。



そうだな。その間は**仮設住宅**で暮らして、家族みんなでじっくり生活再建のプランを練ろう。

分からないことがあったら弁護士会に相談したらいい。**無料相談**をやってるから何でも気軽に相談して欲しい。



いやあ、災害の法律やら制度に詳しいなあ、お前。

なにいつてるの！  
この子は今年、**弁護士**になったところよ。忘れたの！！

あー、そうだった。ごめん。訴えないでくれ〜。

ははは。とにかく生活再建めざして一歩一歩進もう！